

一般廃棄物処理業許可証

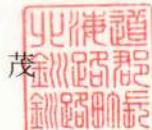
許可第3号

住 所 鈴路市愛国西3丁目33番4号
氏名名称 (株)道東清掃
代表取締役 吉田俊之

令和6年2月1日付で申請のあった一般廃棄物処理業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定により、条件を付して許可する。

令和6年3月1日

鈴路町長 小松



- 1 廃棄物の種類 ごみ
2 申請の区分 更新
3 許可の範囲 収集・運搬 (感染性一般廃棄物を含む)
4 許可の期間 自 令和6年4月1日
至 令和8年3月31日

5 条件

- 許可による権利は、他人に譲渡することができない。
- 一般廃棄物の収集・運搬又は処分は、町の指示に従うこと。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の遵守並びに同法施行令第3条の基準に従うとともに、鈴路町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等を遵守しなければならない。
- 町長は、許可を受けた者が前各号の条件に違反する行為をしたときは、許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(環境生活課 廃棄物対策係)